

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業所

医療法人徳新会 **介護老人保健施設 優和の里**

新潟県村上市勝木1340-1

TEL 0254(60)5000

・**管理者** 栗野 浩 ・**事業開始日** 令和6年10月1日
 ・**事業所番号** 1551280025 ・**利用定員数** 2単位 40名

配置職員数		令和 8年 6月 1日現在	
医師	1.0人 (兼務)	管理栄養士	1.0人 (兼務)
理学療法士	1.0人	介護職員	4.0人 (専従)
作業療法士		支援相談員	0.3人 (専従)
		事務職員	2.0人 (兼務)
営業日	毎週月曜日～土曜日(但し12月31日～翌年1月3日を除く)		
営業時間	午前8時30分から午後4時30分まで。		
サービス提供時間	7時間以上8時間未満		
通常の事業の実施地域	新潟県村上市(旧山北町) および山形県鶴岡市(旧温海町)		
苦情相談受付窓口	齋藤 由紀子 (支援相談員)		

利用料金表(1回当たりの自己負担額)

介護予防通所リハビリテーション費

要支援 1	2,268円/月	要支援 2	4,228円/月
サービス提供体制強化加算 I	88円/月	サービス提供体制強化加算 I	176円/月
運動器機能向上加算	225円/月	口腔・栄養スクリーニング加算	20円/6ヶ月に1回
介護職員処遇改善加算 (I)口	利用単位数×11.1%	科学的介護推進体制加算	40円/月
日常生活品費(1日当たり)	30円/日	食費(1日当たり)	700円/日

通所リハビリテーション(サービス提供時間 7時間以上8時間未満)

要介護 1	762円/日	入浴介助加算	40円/日
要介護 2	903円/日	口腔・栄養スクリーニング加算	20円/6ヶ月に1回
要介護 3	1,046円/日	サービス提供体制強化加算 I	22円/日
要介護 4	1,215円/日	科学的介護推進体制加算	40円/月
要介護 5	1,379円/日	介護職員処遇改善加算 (I)口	利用単位数×11.1%
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ(6ヶ月以内)	560円/月	リハビリテーション提供体制加算	28円/日
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ(6ヶ月以上)	240円/月	日常生活品費(1日当たり)	30円/日
短期集中個別リハビリテーション加算	110円/日	食費(1日当たり)	700円/日
※短期集中個別リハビリテーション加算 退所・退院又は新たに要介護認定を受けた日から3ヶ月			

通所リハビリテーションサービスに関する運営規程

(設置目的)

・当施設では、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営方針)

・当施設では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
 ・当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
 ・当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 ・サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 ・利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。